



2026年10月19日

各 位

会 社 名 サ イ ン ポ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 蒲 原 寧
(コード番号：3996 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 コーポレート本部長 西 島 雄 一
(TEL. 03-5652-6031)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下「本新株発行」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 払 込 期 日	2026年11月9日
(2) 発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 8,265株
(3) 発 行 価 額	1株につき242円
(4) 発 行 総 額	2,000,130円
(5) 割 当 予 定 先	従業員(執行役員)1名 8,265株

2. 発行の目的及び理由

当社は2026年5月28日付「従業員に対する株式報酬制度導入に関するお知らせ」にてお伝えしましたとおり、優秀な経営人材を確保し、業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。

本日開催の取締役会決議により、割当予定先である従業員1名(以下「割当対象者」という。)に対し、2026年3月1日又は割当対象者の入社日のいずれか遅い日から2027年2月28日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権2,000,130円(以下「本金銭報酬債権」という。)を支給し、当社普通株式合計8,265株を割当てることといたしました。また、本制度の導入目的を中長期にわたって実現するため、当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間は5年間としております。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年11月9日～2031年11月8日

上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は割当てを受けた当社普通株式(以下「本株式」という。)につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、割当対象者が本譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了日の翌営業日をもって、本株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

(3) 本譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了又は定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

当社は、割当対象者が当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも任期満了又は定年その他の正当な理由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除いたします。

② 譲渡制限の解除株数

①の場合に譲渡制限を解除すべき本株式の数は、当該時点において保有する本株式の数に、2026年3月から当該割当対象者が退任又は退職した日の属する月までの月数を12で除した数、又は入社日の属する月から当該割当対象者が退任又は退職した日の属する月までの月数を入社日の属する月から2027年2月までの月数で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。)を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)といたします。

(4) 当社による無償取得

割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、(3)に定める正当な理由による場合を除き、当社は本株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

また、本譲渡制限期間が満了した時点又は(3)に基づき譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当社は当然にこれを無償で取得するものといたします。その他、本割当契約に規定した無償取得事由が生じた場合には、当該事由が生じた割当対象者が保有する本株式を当社は無償で取得いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において保有する本株式の数に、2026年3月から当該承認の日の属する月までの月数を12で除した数、又は入社日の属する月から当該承認の日の属する月までの月数を入社日の属する月から2027年2月までの月数で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合は1とします。)を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本株式は、当社が当然に無償で取得するものといたします。

(6) 株式の管理に関する定め

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者がいちよし証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理されます。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当対象者に対する本新株発行は、本制度に基づく譲渡制限付株式の割当てのために支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。払込金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2026年10月16日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である242円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上